



長野県報

2月21日(月)
令和4年
(2022年)
第281号

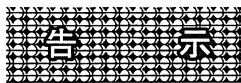
目次

告示

昭和57年長野県告示第415号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部 改正(水大気環境課).....	1
昭和57年長野県告示第608号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部 改正(水大気環境課).....	1
昭和58年長野県告示第106号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部 改正(水大気環境課).....	2
昭和58年長野県告示第405号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部 改正(水大気環境課).....	2
昭和58年長野県告示第676号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部 改正(水大気環境課).....	2
昭和63年長野県告示第85号(湖沼水質保全特別措置法に基づく化学的酸素要求量の汚濁負荷量規制基準)の 一部改正(水大気環境課).....	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示(内水面漁場管理委員会).....	3

公告

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	4
-------------------------------	---



長野県告示第67号

昭和57年長野県告示第415号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部を次のように改正します。

令和4年2月21日

長野県知事 阿部 守一

本則中「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

水大気環境課

長野県告示第68号

昭和57年長野県告示第608号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部を次のように改正します。

令和4年2月21日

長野県知事 阿部 守一

本則中「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

水大気環境課

長野県告示第69号

昭和58年長野県告示第106号（公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定）の一部を次のように改正します。

令和4年2月21日

長野県知事 阿部 守一

本則中「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

水大気環境課

長野県告示第70号

昭和58年長野県告示第405号（公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定）の一部を次のように改正します。

令和4年2月21日

長野県知事 阿部 守一

本則中「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

水大気環境課

長野県告示第71号

昭和58年長野県告示第676号（公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定）の一部を次のように改正します。

令和4年2月21日

長野県知事 阿部 守一

本則中「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

水大気環境課

長野県告示第72号

昭和63年長野県告示第85号（湖沼水質保全特別措置法に基づく化学的酸素要求量の汚濁負荷量規制基準）の一部を次のように改正します。

令和4年2月21日

長野県知事 阿部 守一

本則中「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

水大気環境課

長野県告示第73号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び長野市役所に備え置きます。

令和4年2月21日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
箱清水三丁目	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	長野市	箱清水三丁目		1525番3地先道路敷	1号
		〃	〃		1525番7	2号及び3号
		〃	〃		1529番3	4号
		〃	〃		1524番30	5号
		〃	〃		1524番70	6号
		〃	〃		1526番10	7号
		〃	〃		1492番1地先道路敷	8号

砂防課

長野県告示第74号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和4年2月21日

長野県知事 阿部 守一

- 一部について指定を解除する区域の名称
千本木川
- 一部について指定を解除する区域
諏訪市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県長野建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年3月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年2月21日

長野県長野建設事務所長 吉川 達也

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 406号
- 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市鬼無里字堅2639番の1地先から 長野市鬼無里字堅2569番の5地先まで	旧	m 5.7～14.8	Km 0.1960
同上	新	11.2～15.3	0.1960

道路管理課

長野県内水面漁場管理委員会指示第28号

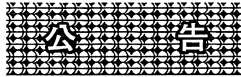
漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

令和4年2月21日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林 公男

- 指示内容
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。
- 指示の期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

内水面漁場管理委員会



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和4年2月21日

長野県松本建設事務所長 藤本 濟

1 許可番号

令和3年12月10日 長野県指令3都第30-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘郷原字桔梗ヶ原1765-92、1765-194、1765-197

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都板橋区泉町10-1-502 セーナ板橋本蓮沼

浅葉 健介、浅葉 愛美

都市・まちづくり課